

## 【添付資料 1】

# 1994 年植物育成者権法

No. 110, 1994 年

## 編纂 No. 19

編纂日： 2018 年 8 月 25 日  
右の改正までを含む： 2018 年法律 No. 77  
登録： 2018 年 9 月 12 日

キャンベラの議会法律顧問室 (Office of Parliamentary Counsel) が調製

## 本編纂について

### 本編纂

本編纂は、1994年植物育成者権法の編纂であり、2018年8月25日（編纂日）に改正されかつ施行された、法文を示す。本編纂の末尾の注釈（**巻末注**）は、改正法規、及び、この編纂法律をなす個々の規定の改正履歴に関する情報を含む。

### 施行前の改正

施行前の改正の発効は、この編纂法律の本文には示されない。この法律に影響を及ぼす施行前の改正はすべて、法令官報（the Legislation Register）（[www.legislation.gov.au](http://www.legislation.gov.au)）にて入手することができる。編纂日までになされたが施行がされていない改正の詳細は、巻末注において下線を付している。施行前の改正に関するさらなる情報は、法令官報における、この編纂法律に関する頁を参照すること。

### 規定及び改正に関する、適用、留保、並びに、経過規定

この編纂法律の規定又は改正の施行が、本編纂に含まれない適用、留保、又は経過規定によって影響を受ける場合は、詳細は巻末注に記載される。

### 編集上の変更

本編纂においてなされた編集上の変更に関する情報は、巻末注を参照すること。

### 修正

この編纂法律が、他の法律によって修正される場合、この編纂法律は修正されたものとして効力を生じるが、この修正は法文を改正しない。即ち、本編纂は、修正された状態のこの編纂法律の本文を示さない。修正に関するさらなる情報は、法令官報における、この編纂法律に関する頁を参照すること。

### 自己失効規定

この編纂法律の規定が、この法律の規定に従って失効した場合は、詳細は巻末注に記載される。

## 目次

### 第1章—序章

- 第1条 略称
- 第2条 施行
- 第3条 定義
- 第4条 本質的派生品種の定義
- 第5条 育成の定義
- 第6条 遺伝子改変
- 第8条 承認取得者
- 第9条 本法律による行政府の拘束
- 第9A条 刑法の適用
- 第9B条 ノーフォーク島への拡張
- 第10条 本法律の範囲

### 第2章—植物育成者権

- 第11条 植物育成者権の一般的性質
- 第12条 本質的派生品種に及ぶ植物育成者権の範囲
- 第13条 特定の従属品種に及ぶ植物育成者権の範囲
- 第14条 特定の状況での、収穫物に対する植物育成者権の範囲
- 第15条 特定の状況での、収穫物から得られた製品に対する植物育成者権の範囲
- 第16条 私的、実験目的、又は育成目的でなされる特定の行為は、植物育成者権を侵害しない
- 第17条 農場に保存された種子の調整及び使用は、植物育成者権を侵害しない
- 第18条 特定の条件下での権利者の権利の制限
- 第19条 植物育成者権が及ぶ植物品種への合理的なパブリックアクセス
- 第20条 植物育成者権は私有財産である
- 第21条 登録官は、植物育成者権の譲渡を通知されなければならない
- 第22条 植物育成者権の存続期間
- 第23条 植物育成者権の消尽

### 第3章—植物育成者権の出願

#### 第1部—出願

- 第24条 植物育成者権を出願する権利
- 第25条 植物育成者権を出願する権利は私有財産である
- 第26条 植物育成者権の出願様式

- 第 27 条 植物新品種の名称
- 第 28 条 優先日が付与される出願
- 第 29 条 外国出願から生じる優先日
- 第 30 条 出願の受理と拒絶
- 第 31 条 出願の変更請求
- 第 32 条 出願の変更請求に関する決定の通知
- 第 33 条 出願の取下げ

#### **第 2 部－受理後の出願の取扱い**

- 第 34 条 局長に提出される、出願の裏付けとしての詳細な説明
- 第 35 条 植物育成者権の出願に対する異議
- 第 36 条 出願及び異議の閲覧
- 第 37 条 植物品種の試験栽培
- 第 38 条 オーストラリア国外で、育成又は試験栽培された植物品種の特性

#### **第 3 部－仮保護**

- 第 39 条 仮保護

#### **第 4 部－本質的な派生**

- 第 40 条 本質的に派生するとの宣言の申請
- 第 41 条 本質的に派生するとの宣言の申請に関連した試験栽培

### **第 4 章－植物育成者権の付与と取消**

#### **第 1 部－植物育成者権の付与**

- 第 43 条 登録可能な植物品種
- 第 44 条 植物育成者権の付与
- 第 45 条 植物育成者権の付与は排他的である
- 第 46 条 植物育成者権の付与の登録簿への登載
- 第 47 条 植物育成者権の付与の通知
- 第 48 条 植物育成者権の付与の効果
- 第 49 条 植物育成者権が従うべき条件

#### **第 2 部－植物育成者権の取消、又は本質的な派生の宣言の取消**

- 第 50 条 植物育成者権の取消
- 第 51 条 取消の詳細の登載
- 第 52 条 植物育成者権の放棄

### **第 5 章－植物育成者権の権利行使**

- 第 53 条 植物育成者権の侵害
- 第 54 条 侵害に対する訴訟

- 第 55 条 非侵害の宣言
- 第 56 条 連邦裁判所の管轄権
- 第 56A 条 連邦巡回裁判所の管轄権
- 第 57 条 無知侵害

## 第 6 章—行政当局

- 第 58 条 植物育成者権の登録官
- 第 59 条 委嘱
- 第 60 条 植物育成者権を取得できない特定者
- 第 61 条 植物品種の登録簿
- 第 62 条 登録簿の閲覧

## 第 8 章—その他

- 第 68 条 公示
- 第 69 条 特定の規則に関する意見提出を促すための通知
- 第 70 条 遺伝資源センター
- 第 71 条 植物標本室
- 第 72 条 植物育成者権に関して、代理人が成しうる行為
- 第 73 条 文書の送達
- 第 74 条 権利侵害にかかる違反
- 第 75 条 権利侵害にかかる違反以外の違反
- 第 76 条 取締役、従業員、及び代理人の行為
- 第 76A 条 行為の実施に関して規定された期間の終了後に、植物育成者権オフィスが再開する場合の行為の実施
- 第 76B 条 コンピュータによる意思決定
- 第 77 条 不服申立の申請
- 第 78 条 廃止
- 第 79 条 財産の取得に対する補償
- 第 80 条 規則

## 第 9 章—暫定措置

- 第 81 条 定義
- 第 82 条 旧法下での植物品種権の、本法律における植物育成者権としての取扱い
- 第 83 条 施行日以前に提出された植物品種権の出願及び刑事手続き
- 第 84 条 旧法下でのその他の適用及び手続き
- 第 86 条 植物品種の登録簿

## 卷末注

卷末注 1 卷末注に関して

卷末注 2 略語表

卷末注 3 法律制定の履歴

卷末注 4 修正の履歴

# 植物及び菌類の特定の新品種の育成者に対し財産権を付与し、1987年植物品種権法を廃止し、及び、関連する目的のための法律

## 第1章 序章

### 第1条 略称

本法律は、1994年植物育成者権法として称される。

### 第2条 施行

- (1) (2)項の場合を除き、本法律は告示により決定された日をもって施行される。
- (2) 本法律の規定が、勅裁を賜った日より6か月の期間内に、(1)項に基づき施行されない場合は、当該期間が終了後の初日に施行される。

### 第3条 定義

- (1) 本法律では、別段の意図が明らかな場合を除き：

条約1991年の法律とは、1991年3月19日にジュネーブにおいてなされ、オーストラリアにおいて随時有効となる、植物の新品種の保護に関する国際条約の法律を意味する。

注) 条約1991年の法律の本文は、オーストラリア条約集2000No.6 ([2000] ATS 6) 内に規定されている。2018年に、オーストラリア条約集内の条約の法律の本文は、AustLII ウェブサイト ([www.austlii.edu.au](http://www.austlii.edu.au))にあるオーストラリア条約ライブラリを通じてアクセス可能となっている。

**AAT (行政控訴裁判所)** とは、行政不服裁判所を意味する。

**AAT (行政控訴裁判所) 法**とは、1975年行政不服裁判所法を意味する。

**条約の法律**とは、

- (a) 1978年10月23日にジュネーブにおいてなされ、オーストラリアにおいて随時有効となる、植物の新品種の保護に関する国際条約の法律、又は、
- (b) 条約1991年の法律、又は、
- (c) (1A)項に従って大臣により決定され、オーストラリアにおいて随時有効となる、この条約に関する他の法律

**住所**とは、(2)項による意味を含む。

**出願人**とは、出願との関係で、当該出願を成した人として、現時点で、出願の中に示されている人を意味する。

**出願**とは、植物育成者権に関する 24 条に基づき、本法律が適用される植物品種においてなされる出願を意味する。

**承認書式**とは、その表現が示される規定の目的のために、局長が承認した書式を意味する。

**植物防疫管理命令**とは、2015 年植物防疫法におけるものと同一の意味をもつ。

**植物防疫反応区域**とは 2015 年植物防疫法におけるものと同一の意味をもつ。

**植物防疫反応区域決定**とは 2015 年植物防疫法におけるものと同一の意味をもつ。

**育成者**とは、新しい植物品種に関して、以下の者をいう。

- (a) (c) 項の場合を除き、当該品種が一人のみによって育成された場合—その人、又は、
- (b) (c) 項の場合を除き、当該品種が 2 人又はそれ以上の人によって（共同してか独立してかを問わず、及び、同時期か異なる時期かを問わず）育成された場合—その各人、又は、

(c) 当該品種が次の人によって育成された場合は、当該人が構成員又は従業員である組織体

(i) ある組織体（法人化の有無は問わない）の構成員又は従業員として、その職務を果たす際に、一人によって育成される場合、

(ii) かかる組織体の構成員又は従業員として、その職務を果たす際に、2 人又はそれ以上の人によって育成される場合、

並びに、育成者とは、(a) 項で言及された人、(b) 項で言及された人、又は、(c) 項で言及された組織体、が持つ権利の承継人としての人、又は組織体を含む。

**調整**とは、植物品種の繁殖素材に関して、

繁殖又は販売のために当該素材を調製する目的で行う、次のことを意味する。

- (a) 清浄化し、コーティングし、選別し、包装し、又は素材の等級付けをし、又は、
- (b) その他同様の処理をする。

**条約締約国**とは、条約の法律の下でオーストラリアが義務を有することに関連する、国家、又は政府間組織を意味する。

**従属品種**とは、ある人がオーストラリアで植物育成者権を有する他の植物品種に関して、13 条の規定によって当該他の植物品種における植物育成者権が及ぶ植物品種を意味する。

**本質的な特性**とは、植物品種に関して、品種の主要な特徴、性能、又は価値に寄与する、1 又は複数の遺伝子の発現によって決定される遺伝的特質、又は他の遺伝的決定要素を意味する。

**連邦巡回裁判所**とは、オーストラリア連邦巡回裁判所を意味する。

**連邦裁判所**とは、オーストラリア連邦裁判所を意味する。

**遺伝資源センター**とは、70 条(1)の下、局長が遺伝資源センターと宣言した場所を意味する。

**権利者**とは、

- (a) 植物品種の植物育成者権に関して、現時点で、当該品種の権利の保有者として、登録簿に登録されている人を意味し、
- (b) 他の植物品種の本質的派生品種であると宣言された植物品種の植物育成者権に関して、現時点で、当該他の植物品種に関連して権利の保有者として登録簿に登録されている人を含む。

**植物標本室**とは、71 条の下、局長が植物標本室であると宣言する組織を意味する。

**雑種**とは、同一又は異なる分類群に属する 2 又はそれ以上の遺伝子型の組み合わせであるが、台木に接ぎ木した接ぎ穂を含む組み合わせは除く、植物を意味する。

**植物育成者権**とは、次のものを意味する。

- (a) 本法律の下で、オーストラリアにおいて、登録された（又は登録される）植物品種に関して—11 条で特定される植物育成者権、又は、
- (b) 他の条約締約国において登録された（又は登録される）植物品種に関して—当該他の条約締約国の法律の下で付与された、11 条で特定される権利に対応する植物育成者権、又は、
- (c) 条約締約国ではない外国において登録された（又は登録される）植物品種に関して—当該外国の法律の下で付与された、11 条で特定される権利に対応する植物育成者権

**植物育成者権オフィス (PBR office)**とは、登録官、又は、1999 年公務員法 (*Public Service Act*) の下で従事する者、又は、その他オーストラリア連邦のために又は当該連邦の代理として登録官への補助の提供に関与することを職務とする者、が業務を行う場所を意味する。

**植物育成者権副オフィス (PBR sub-office)**とは、登録官、又は、1999 年公務員法の下

で従事する者、又は、その他オーストラリア連邦のために又は当該連邦の代理として登録官への補助の提供に関与することを職務とする者、が業務を行う、単一州ごとの場所を意味する。

**植物**とは、全ての菌類、及び藻類を含むが、バクテリア、バクテロイド、マイコプラズマ、ウイルス、ウイロイド、及びバクテリオファージを含まない。

**植物綱**とは、品種を区別する目的において、

- (a) 単一の植物の属に属する、又は、
- (b) 近似する関係にある複数の属からなるグループに属する、全ての植物から構成される綱を意味し、61 条（1A）の下で保守される、登録官の植物綱リストにおいて植物綱として随時特定がなされるものである。

**植物品種**とは、以下の植物群（雑種を含む）を意味する。

- (a) 既知の最下位の単一植物分類群の内に含まれ、かつ、
- (b) 当該植物群の内における各個体の遺伝子型に起因する特性の発現によって定義づけられることが可能で、かつ、
- (c) これら特性の少なくとも一つの発現によって他の植物群と区別が可能であり、かつ、
- (d) 変化することなく繁殖することに適合しているゆえに一つの機能的な単位とみなしうるもの。

注： 本定義の対象となる植物群には、遺伝的に改変された植物群を含む。6 条を参照のこと。

**プロセス**とは、植物品種の繁殖素材の再生産に関して、次のものは含まれない。

- (a) 細胞、組織、又は植物の一部分を、当該品種の植物体へ発達させること。
- (b) 当該品種のより大きな植物への植物の成長。

**繁殖素材**とは、特定の植物品種の植物に関連して、単独であるか、又は、当該植物の他の部分又は生産物との組み合わせであるかを問わず、同一の本質的な特性を有する他の植物体を生産することのできる部分又は生産物を意味する。

**繁殖**とは、生命体、又はその構成要素に関連して、有性又は無性の手段を問わず、その生命体、又は構成要素の成長、栽培、又は増殖を意味する。

**登録簿**とは、61 条の下で備えられる植物品種の登録簿を意味する。

**登録官**とは、植物育成者権の登録官を意味する。

**植物防疫管理命令の解除**とは、2015年植物防疫法におけるものと同一の意味をさす。

**再生産**とは、特定の品種の植物の繁殖素材に関して、独立した植物体に成長する能力を持つ当該繁殖素材の単位数を増殖させるあらゆるプロセスを意味する。

**局長**とは、該当する省の局長を意味する。

**販売**とは、貸与すること、及び、物品同士を交換することを含む。

**植物防疫管理命令に服する**とは、2015年植物防疫法におけるものと同一の意味をさす。

**承継人**とは、次の者を意味する。

- (a) 植物品種の育成者に関して一当該品種における植物育成者権の出願をする育成者の権利を譲受した人、又は、遺言若しくは法律の適用によって当該権利を移転された人、及び、
- (b) 植物育成者権の権利者に関して一当該権利を譲受した人、又は、遺言若しくは法律の適用によって当該権利を移転された人。

**別称**とは、植物品種の名称に関して、次の名称を意味する。

- (a) 当該品種の名称に加えて出願に含まれる名称、及び、
- (b) 当該品種がオーストラリア内で知られる、又は販売される際の名称

**試験栽培**とは、比較試験栽培を含む。

**同盟**とは、条約1991年の法律の第1章で定義された、植物の新品種の保護のための同盟を意味する。

**遺言**とは、遺言補足書を含む。

条約の法律

(1A) 大臣は、(1)項の(c)における**条約の法律**の定義の目的において、下位法令 (legislative instrument) に基づき決定を成しうる。

電子アドレス

- (2) 規則で特定された時期以降は、本法律において住所は、電子アドレスを含む。
- (3) (2)項によって特定された時期は、2003年立法法 (Legislation Act) の下で当該規則が登録される日より後でなければならない。

- (4) 本条(2)項は、次の場合の住所には適用されない。
  - (a) 26条(2)での住所
  - (b) 26条(3)で最初に言及される住所
- (5) 本法律の目的に照らし、ある電子アドレスがオーストラリア内のものであるかの問題は、規則に従って決定されなければならない。
- (6) 本法律の目的に照らし、ある電子アドレスがニュージーランド内のものであるかの問題は、規則に従って決定されなければならない。

#### 第4条 本質的派生品種の定義

植物品種は、次の場合に、他の植物品種の本質的派生品種とみなされる。

- (a) 当該植物品種が、主に当該他の植物品種に由来し、かつ、
- (b) 当該植物品種が、当該他の品種の遺伝子型、又は複数の遺伝子型の組み合わせに起因する本質的な特性を保持しており、かつ、
- (c) 当該植物品種が、当該他の植物品種と区別する重要な（表面的なものとは異なる）特性を示さない場合

#### 第5条 育成の定義

- (1) 本法律において育成とは、植物新品種に関して、植物の発見とともに、植物新品種の開発が可能な選抜繁殖における当該植物の使用も含む。
- (2) 植物がある人によって発見されたが、他の人によって植物新品種の開発が可能な選抜繁殖に使用された場合は、これらの人は共に、当該植物新品種の共同育成者とみなされる。

#### 第6条 遺伝子改変

本法律の目的において、植物群におけるある植物のゲノムが、当該植物に由来しない遺伝素材の導入によって変更されている場合であっても、ある生命体を、単一植物分類群の内に含まれる植物群を構成するものとして取扱うことができる。

#### 第8条 承認取得者

- (1) 本法律において、承認取得者とは、当該人の資格及び経験に基づいて、局長が法律文書によって、一又はそれ以上の植物種に関して、かかる資格及び経験を有する者であると指定した人を指す。
- (2) 登録官は、随時、特定の植物種に関する承認取得者全員のリストを、植物品種ジャーナルにて発行されるようにしなければならない。

## 第9条 本法律による行政府の拘束

- (1) 本法律は、オーストラリア連邦、各州、オーストラリア首都特別地域、及びノーザンテリトリーの権限において、行政府を拘束する。
- (2) 本法律の如何なる規定によっても、法律違反を理由に、如何なる場合でも、行政府を訴追することはできない。

## 第9A条 刑法の適用

刑法の2章（パート2.5以外）は、本法律に対する全ての法律違反に適用する。

注：刑法の2章は、罪責の一般原則を定めるものである。

## 第9B条 ノーフォーク島への拡張

本法律は、規則にて記載されない限り、ノーフォーク島には及ばない。

## 第10条 本法律の範囲

次の場合を除き、本法律の如何なる規定によっても、植物品種における植物育成者権の付与を、要求又は許可するものではない。

- (a) オーストラリアが、**条約の法律**の当事者である場合—権利付与は、条約の法律に基づき、オーストラリアにその義務を生じさせることが適切である。
- (b) 植物品種の育成が、憲法第51条（xviii）の目的に関する、発明を構成するものである場合。

## 第2章—植物育成者権

### 第11条 植物育成者権の一般的性質

16条、17条、18条、19条、及び23条に該当する場合を除き、植物品種における植物育成者権とは、本法律によれば、品種の繁殖素材に関する次の行為をする、又は他の人が当該行為をすることを許諾する、排他的な権利である。

- (a) 当該素材の生産、又は再生産
- (b) 繁殖のために当該素材を調整すること
- (c) 当該素材の販売の申出
- (d) 当該素材の販売
- (e) 当該素材の輸入
- (f) 当該素材の輸出
- (g) (a), (b), (c), (d), (e)又は(f)号に記載の行為を目的とする当該素材の保管

注： 本条により授与された権利は、本質的派生品種（12条参照）、特定の従属品種（13条参照）、収穫物（14条参照）、収穫物から得られた製品（15条参照）に及ぶ。

### 第12条 本質的派生品種に及ぶ植物育成者権の範囲

23条に該当する場合を除き、次の場合、原品種に付与された権利は、以下の宣言をした日から、他の植物品種にまで効果が及ぶ。

- (a) 植物品種（原品種）について植物育成者権が一の人に与えられており、かつ
- (b) 他の植物品種について植物育成者権が他の人に与えられており、かつ
- (c) 初めに言及した人によってなされた出願に対して、当該他の植物品種が原品種に本質的に派生すると局長が宣言をした、場合。

### 第13条 特定の従属品種に及ぶ植物育成者権の範囲

23条に該当する場合を除き、植物品種（原品種）について植物育成者権が付与される場合は、当該権利は次の場合にまで及ぶ。原品種に植物育成者権が付与された時点で、他の植物品種が存在していたか否かは問わない。

- (a) 次のような、他の植物品種
  - (i) 原品種と明確に区別されず、かつ、
  - (ii) 原品種について植物育成者権が付与された時点において、周知のこととなっている如何なる植物品種とも明確に区別される、さらに、
- (b) 原品種、又は(a)項に引用されている品種を、反復使用することなしには再生産することが出来ない、他の植物品種。

#### 第14条 特定の状況での、収穫物に対する植物育成者権の範囲

- (1) 次の場合、11条において、収穫物が繁殖素材であるとして取扱われる。
- (a) 植物育成者権が及ぶ植物品種の繁殖素材が、権利者の許可なくして、生産又は再生産され、かつ、
  - (b) 権利者が、繁殖素材に関して、その権利を行使する合理的な機会をもたず、かつ、
  - (c) 素材が、繁殖素材から収穫される場合。
- (2) (1)項は、農業者によって、17条(1)項に規定される状況下において調整及び再生産される繁殖素材から収穫された当該素材が、農業者自身の使用の目的、再生産の目的で、農業者自身によって必要とされないほど多量な場合の素材に適用される。

#### 第15条 特定の状況での、収穫物から得られた製品に対する植物育成者権の範囲

- 次の場合、11条において、製品が繁殖素材であるとして取扱われる。
- (a) 植物育成者権が及ぶ植物品種の繁殖素材が、権利者の許可なくして、生産又は再生産され、かつ、
  - (b) 権利者が、繁殖素材に関して、その権利を行使する合理的な機会をもたず、かつ、
  - (c) 素材が、繁殖素材から成長した植物から収穫されるが、権利者が、14条に規定される状況下で、収穫物における権利者の権利を行使する合理的な機会をもたず、かつ、
  - (d) 製品が収穫物から作られる場合。

#### 第16条 私的、実験目的、又は育成目的でなされる特定の行為は、植物育成者権を侵害しない

- 植物育成者権が及ぶ植物品種に関して、次のいかなる行為も植物育成者権を侵害しない。
- (a) 私的、かつ、非営利目的で行われる行為、
  - (b) 実験の目的で行われる行為、又は、
  - (c) 他品種を育成する目的で行われる行為。

#### 第17条 農場に保存された種子の調整及び使用は、植物育成者権を侵害しない

- (1) 次の(a)かつ(b)かつ(c)を満たす場合、(d)又は(e)によっては、植物育成者権は侵害されない。
- (a) 農業活動への従事者が、植物育成者権が及ぶ植物品種の繁殖素材を、農業活動で使用するために、購入し、又は以前に本条の規定に従い、正当に取得しており、かつ、
  - (b) 植物品種が、(2)項が適用されない分類群であると、当該(2)項の下で宣言された分類群の範囲に含まれておらず、かつ、
  - (c) その後に、当該人が、初めに言及した繁殖素材から成長した植物から、さらなる繁殖素材を収穫する場合。
  - (d) 再生産の目的で当該人が使用するために必要な分量の当該さらなる繁殖素材を調整

- すること、又は、
- (e) 当該さらなる繁殖素材を再生産すること。
- (2) 規則によって、特定の分類群を(1)項が適用されない分類群であると宣言することができる。

#### 第 18 条 特定の状況下での権利者の権利の制限

- (1) 次の場合には、権利者は、当該行為に関して、当該人に対し植物品種の植物育成者権を行使する権利を有さない。
- (a) オーストラリア連邦、州、又は準州の法律の下で、植物品種の繁殖素材に関して、11条の段落中で言及された行為をすることが許されており、かつ
- (b) 当該行為が、(本条項を離れて)、植物品種の植物育成者権の権利者から許諾を得ることが必要なものであり、かつ、
- (c) 当該人が当該行為を行う前に、当該人が権利者に対して、当該行為に関する衡平な報酬を支払うか、かかる報酬の支払いについて調整をしており、かつ、
- (d) 当該人が、当該行為をする場合。
- (2) 疑義を避けるために、(1)項は、17条で言及されている、繁殖素材の調整をすること又は再生産をすることに関して、当該17条の行使を制限しない。
- (3) 本条において、
- 衡平な報酬**とは、植物品種の繁殖素材に関してなされる行為に関して、次の金額を意味する。
- (a) 当該行為を行うことを企図している人と、植物品種の植物育成者権の権利者との間で合意がなされている金額、又は、
- (b) (a)項の下で合意に達しない場合—当該行為に関する衡平な報酬を定めるため、管轄裁判所によって決定された、金額。

#### 第 19 条 植物育成者権が及ぶ植物品種への合理的なパブリックアクセス

- (1) (11)項を除き、植物品種の植物育成者権の権利者は、当該植物品種に対する合理的なパブリックアクセスを保証する、あらゆる合理的なステップを採らなければならない。
- (2) 植物育成者権が及ぶ植物品種に対する合理的なパブリックアクセスは、合理的な品質の繁殖素材が、合理的な価格で公共に入手できる、又は、公共への贈与として、需要を満たすに十分な量で入手できる場合には、満足される。
- (3) 植物育成者権が及ぶ植物品種に対する合理的なパブリックアクセスを保証する目的で、局長は、権利者に代わり、(4)項から(10)項に従い、以下の(a)又は(b)に相当と局長が認めた人に、局長が相当と認める期間、ビジネスの通常のやり方において権利者が付与すると局長が認める条件（権利者に対する合理的な報酬の提供を含む）にて、ライセンスをすることができる。

- (a) 当該品種の植物の繁殖素材を販売すること、又は、
  - (b) 当該品種の植物の繁殖素材を、販売の目的で生産すること
- (4) 植物品種の植物育成者権の付与後 2 年以上経過した如何なる時点でも、以下の (a) 及び (b) と考える人は何人も、当該品種に関して、局長に、(3) 項の下で権限を行使するよう書面による要求を成すことができる。
- (a) 権利者が当該品種に関して(1)項に従えず、かつ、
  - (b) 従えないことが、当該人の自己の利益に影響する。
- (5) 要求は、以下を充たすものでなければならない。
- (a) 当該人が、権利者が(1)項に従えないと考える理由を説明し、かつ、
  - (b) (1)項に従えないことが、当該人の自己の利益にどのように影響するかの詳細を説明し、かつ、
  - (c) 本条の下で、通知の目的で、当該人の住所を通知する。
- (5A) (5) (c)の下で通知される住所は、オーストラリア内又はニュージーランド内の住所でなければならない。
- (6) 局長は、当該権利者に次のものを付与しなければならない。
- (a) 当該要求の写し、及び、
  - (b) 当該権利者が次のいずれかに該当することを局長に確信させる理由を記載した陳述書を、当該要求の提出後 30 日以内に局長に提出させるための、書面の案内、
    - (i) 権利者が当該品種に関して(1)項に従っていること、又は
    - (ii) 権利者が合理的な時までにならぬように従う予定であること。
- (7) 局長は、当該要求、及び、(6) (b) 項の下での案内に応じて権利者によって提出されたすべての陳述を考慮した後、次のことを行わねばならない。
- (a) 関連する権限を行使するか否かを決定し、かつ、
  - (b) 当該決定後 30 日以内に、当該権利者、及び、当該要求をした人に、決定に関する書面の通知をする。
- 注：本項における決定は、77 条の下、AAT（行政控訴裁判所）に不服申立が可能である。
- (8) 局長は、植物品種に関して、(3) 項の下で権限を行使することを企図した場合、局長は、次の公示をしなければならない。
- (a) 当該品種を特定し、かつ、
  - (b) 局長は、付与を企図しているライセンスの詳細を説明し、かつ、
  - (c) 公示後 30 日以内に、局長に対して、書面で、当該ライセンスの付与の申請をするように案内をする。
- (9) 局長は、次の条件を満たさない限りライセンスを付与しない。
- (a) 局長が、当該案内に応じて成された全ての申請を考慮し、かつ、
  - (b) 当該ライセンスを付与する少なくとも 1 か月前に、局長は、次のことを行わなければならない。

- (i) ライセンシーの候補者の名前を、各申請者に書面で通知し、かつ、
- (ii) ライセンシーの候補者の名前を、公示する。

(10) 局長は、

- (a) 特定の品種の植物の繁殖素材を生産するライセンスを人に付与した場合、  
かつ、
- (b) 当該人が、合理的な価格で、又は、手数料なしで、当該繁殖素材を入手することができないと、局長が確信をした場合、  
局長は、権利者に代わって、遺伝資源センターで貯蔵される素材から、当該繁殖素材を、当該人が利用可能にすることができる。

注：本項の下での、繁殖素材を利用可能にする決定は、77条の下、AAT（行政控訴裁判所）に不服申立が可能である。

(11) 本条は、植物育成者権の権利を付与した時に、局長が、当該品種の植物は、消費財として直接使用されるものではないと確信した旨を書面により認証した植物品種に関しては、適用されない。

注：本項における決定は、77条の下、AAT（行政控訴裁判所）に不服申立が可能である。

## 第20条 植物育成者権は私有財産である

- (1) 植物育成者権は、私有財産であり、49条の下で課される状態を除き、譲渡することができる。又は、遺言若しくは法律の適用によって移転することができる。
- (2) 植物育成者権の譲渡（裁判所の命令によるものでない限り）は、譲渡人と譲受人との両名の署名、又はこれら人の代理人の署名がない限り、効力を有しない。
- (3) 植物品種における植物育成者権の権利者は、当該権利におけるライセンスを他の人に付与した場合、当該ライセンスは、当該権利者の利益に対する権利において、植物育成者権の権利者を拘束するのと同様に、いかなる承継人も拘束する。

注1：植物育成者権、及び植物育成者権における如何なるライセンスに対しても、知的財産権として（2009年私有財産保護法（*Personal Property Securities Act*）の10条(d)における知的財産権の定義を参照）、2009年私有財産保護法が適用される。2009年私有財産保護法は、知的財産権、及び知的財産権のライセンスを含む、私有財産における利益の保護を取扱う。

注2：2009年私有財産保護法の106条は、本条における20条(3)項に対応する。2009年私有財産保護法の106条は、知的財産権のライセンス（又は、サブライセンス）に関連し、当該ライセンス（又は、サブライセンス）の権利において承継人を拘束する保護の合意について規定する。

## 第21条 登録官は、植物育成者権の譲渡を通知されなければならない

- (1) 植物育成者権が自己に譲渡された、又は移転されたと主張する場合、当該主張をする者（当該主張者）は、登録官に、書面で、当該権利を取得した後30日以内に、当該主張

者がその権利を取得したことを権利が取得された方法の詳細を示して、知らせなければならない。

- (2) 登録官が、当該権利がそのように譲渡され又は移転されたと確信する場合は、登録官は、当該主張者の名前を当該権利の保有者として登載することによって、登録簿を修正しなければならない。
- (3) 登録官が、登録簿に当該主張者の名前を植物育成者権の保有者として登載した場合、登録官は、当該名前を登載した後 30 日以内に、当該主張者、及び当該登載がなされる前に保有者であった人に対して、その登載がなされたことを提示する、書面による通知をしなければならない。
- (4) 登録官が、植物育成者権が当該主張者に譲渡された又は移転されたと確信をしない場合は、登録官は可能な限り早期に、次のことをしなければならない。
  - (a) 当該主張者に、次のことを目的とする書面による通知をする。
    - (i) 当該主張者に、登録官が上記の確信をしていないことを告知し、かつ、
    - (ii) 登録官が上記の確信をしていない理由を説明すること。
  - (b) 権利の保有者として、登録簿に登載されている人に対して、次のことを目的とする書面による通知をする。
    - (i) 当該主張者によって付与された情報の詳細を説明すること、及び、
    - (ii) 当該主張者に、登録官が上記の確信をしていないことを告知し、かつ
    - (iii) 登録官が上記の確信をしていない理由を説明すること。
- (5) 当該主張者は、登録官への譲渡又は移転の通知において、本法律に従った文書の送達のためのオーストラリア内、又はニュージーランド内の住所を含まねばならない。

注：本条の下における、登録簿の修正又は修正の拒絶にかかる決定は、77 条の下、AAT（行政控訴裁判所）に不服申立が可能である。

## 第 22 条 植物育成者権の存続期間

- (1) (4) 項及び(5) 項を除き、植物品種における植物育成者権は、当該品種における植物育成者権の付与がなされた日に発生する。
- (2) (3)、(4) 及び(5) 項を除き、植物品種における植物育成者権は、以下の期間存続する。
  - (a) 樹木及びぶどうについて—25 年間、及び、
  - (b) 他の品種について—20 年間
- (3) ある特定の分類群に属する植物品種における植物育成者権は、規則によって、(2) 項に特定されるよりも長い期間の存続を認めることができる。
- (4) 他の植物品種に從属する植物品種における植物育成者権は、以下の日のうちのより遅い日に発生し、当該他の品種における植物育成者権が消滅した日に終了する。
  - (a) 当該他の植物品種における植物育成者権が付与された日、又は
  - (b) 当該從属品種が存在するようになった日

- (5) 以下の(a)かつ(b)の場合、原品種の植物育成者権は、以下の宣言がなされた日から、原品種の植物育成者権が終了する日までの間、本質的派生品種に及ぶ。
- (a) 植物品種（原品種）において、植物育成者権が付与されており、かつ、
- (b) 他の植物品種が、40条の下で、当該原品種の本質的派生品種であると宣言される場合。

### 第23条 植物育成者権の消尽

- (1) 植物品種に付与された植物育成者権は、次の場合、11条で言及された如何なる行為にも及ばない。
- (a) 当該品種の繁殖素材に関して、又は、
- (b) 本質的派生品種、又は従属する植物品種の繁殖素材に関して、当該行為が、権利者によってか又は権利者の同意を得て繁殖素材が販売された後に生じた場合、但し、以下の行為は除く。
- (c) 当該素材のさらなる生産、又は再生産を伴う行為、或いは、
- (d) 当該素材の、次の輸出を伴う行為
- (i) 当該品種に関して植物育成者権を付与しない国への輸出で、かつ
- (ii) 最終的な消費以外を目的とする輸出。
- (2) 以下の(a)かつ(b)の場合、(1)項における権利者によってか又は権利者の同意を得て販売された繁殖素材とは、(b)項における両方の当該権利者によってか、又は、両方の当該権利者の同意を得て販売された繁殖素材のことを指す。
- (a) ある植物品種が、他の植物品種（原品種）の本質的派生品種であると宣言され、かつ、
- (b) 本質的派生品種の植物育成者権が、本質的派生品種の植物育成者権の権利者と、原品種の植物育成者権の権利者との両者により、保有される場合。
- (3) 18条(1)項の下で、当該人が実際に行為を行う前に、当該品種の繁殖素材に関する行為（最初の行為）に関連して、植物品種の植物育成者権の権利者に、衡平な報酬が支払われるか、支払われるように調整される場合、当該品種における植物育成者権は、次の行為を除き、当該繁殖素材に関して11条に言及された行為で後に行われるもの（後の行為）には及ばない。
- (a) 当該繁殖素材のさらなる生産、又は再生産を伴う行為、或いは、
- (b) 当該素材の、次の輸出を伴う行為
- (i) 当該品種に関して植物育成者権を付与しない国への輸出で、かつ
- (ii) 最終的な消費以外を目的とする輸出。
- (4) 疑義を避けるために、(1)項又は(3)項においては、これらの項が適用される繁殖素材の再生産によって得られる当該品種の如何なる繁殖素材に対しても、植物品種の植物育成者権の権利者の権利の行使を一切妨げるものではない。

## 第3章—植物育成者権の出願

### 第1部—出願

#### 第24条 植物育成者権を出願する権利

- (1) 植物品種の育成者は、当該品種の植物育成者権の付与について局長に出願をすることができる。
- (2) 育成者は、次の事項に関わらず、出願をすることができる。
  - (a) 育成者がオーストラリア国民であるか否か、
  - (b) 育成者がオーストラリアの居住者か否か、
  - (c) 当該品種がオーストラリアで育成されたか否か。
- (3) (4)項の場合を除き、2人又はそれ以上の者がある植物品種を共同で育成した場合、これらの者の全員で又は一部で、当該権利を共同出願することができる。
- (4) 2人又はそれ以上の者がある植物品種を共同で育成した場合、共同で出願をするか、又は、これらの者それぞれの書面による同意がない限り、これらの者のうちの単独で当該品種の植物育成者権の出願をする権利はない。

#### 第25条 植物育成者権を出願する権利は私有財産である

- (1) 植物育成者権を出願するという植物品種の育成者の権利は、私有財産であり、遺言又は法律の適用によって、譲渡及び移転をすることができる。
- (2) 植物育成者権を出願する権利の譲渡は、書面において、譲渡人による署名、又はその代理による署名がされなければならない。

注：2009年私有財産保護法は、植物育成者権を出願する権利を含む、私有財産における利益の保護を取扱う。

#### 第26条 植物育成者権の出願様式

- (1) 植物品種における植物育成者権の出願は、次の通り、なされなければならない。
  - (a) 書面で、かつ、
  - (b) 承認書式で、かつ
  - (c) 承認書式に記載された様式で提出する。
- (2) 当該出願には、次のことが含まれなければならない。
  - (a) 出願人の氏名、及び住所、
  - (b) 出願人が代理人を用いて出願をする場合—当該代理人の氏名、及び住所、
  - (c) 出願人が当該品種の育成者である場合—その事実についての陳述、
  - (d) 出願人が当該品種の育成者でない場合—育成者の氏名及び住所、並びに、当該出願を成す権利を、遺言又は法律の適用によって譲渡又は移転されたことにかかる詳細、
  - (e) 周知のこととなっている他の品種と区別されることを、一応の証明のある事案とし

- て確立するに十分な、当該品種に関する簡潔な説明、又は簡潔な説明と写真。
- (f) 27条の要求を考慮した当該品種の名称と、当該名称についての企図される別称、
  - (g) 当該品種が育成された場所の名称、
  - (ga) 育成プログラムで用いられた各品種（親品種）の名称であって、各親品種に関して、次のものを含む。
    - (i) 親品種の名称として、オーストラリア内で知られている又は販売されている名称（別称を含む）の詳細、及び、
    - (ii) オーストラリア内、又は条約締約国内で付与された植物育成者権の詳細、
  - (gb) 当該品種が育成された方法の簡潔な説明、
  - (h) 他国での、当該品種における、出願、又は種類を問わず如何なる権利付与に関する詳細、
  - (i) 次にあげる承認取得者の名称
    - (i) 出願の詳細を確認し、かつ、
    - (ii) 37条の下で要求される、当該品種のあらゆる試験栽培、又は再試験栽培を管理し、かつ、
    - (iii) 当該品種の詳細な説明が、局長に提出される場合、当該説明を確認する者。
  - (j) 承認書式で要求されるその他の詳細（もしあるならば）
- 注：(ga)で付与された情報は、36条に基づき、一般に入手可能な状態とされることはない。
- (3) 出願人が、ニュージーランド以外の海外に居住している場合、当該出願人は、当該出願において出願人の代理として行為をするように、オーストラリア又はニュージーランドに居住する代理人を指命した場合でない限り、海外の住所に加えて、出願人への送達のためにオーストラリア内又はニュージーランド内の住所を定めなければならない。
  - (4) 本条の下で出願を申請するより前、又は、出願を申請する時に、出願人は、規定された出願料（もしあるならば）を、オーストラリア連邦政府に支払わなければならない。

## 第27条 植物新品種の名称

- (1) オーストラリアにおいて植物品種の植物育成者権の出願がなされる前に、当該品種について他の条約締約国において植物育成者権が付与されていない場合は、当該出願に記載される名称は、(4)、(5)、(6)、及び(7)項に従わなければならない。
- (2) オーストラリアにおいて植物品種の植物育成者権の出願がなされる前に、当該品種について他の条約締約国において植物育成者権が付与されている場合、
  - (a) オーストラリアの出願に記載される品種の名称は、他の条約締約国で最初に植物育成者権が付与された際の名称でなければならない。但し、
  - (b) 当該出願は、当該品種の名称に加えてその別称も含んでよいが、(a)で言及した名称が(4)、(5)、(6)、及び(7)項に従わない場合は、別称は必ず含まなければならない。
- (3) 当該品種が他の条約締約国において植物育成者権の付与の対象になっていない場合、

- 別称は、(4)、(5)、(6)、及び(7)項に従って決定された名称でなければならない。
- (3A) 植物品種において、オーストラリアでの植物育成者権の出願がなされる前に、他の条約締約国において、当該品種に植物育成者権が付与されていない場合、別称は、当該出願に含まれてもよい。
- (4) (別称を含む)名称は、植物品種に関して、次の(a) (b)何れか又は両方が付加されるか、付加されない、一語、又は複数語(考案されたか否かに関わらず)でなければならない。
- (a) 単語を構成しない一又は複数の文字
  - (b) 一又は複数の数字
- (5) (別称を含む)名称は、植物品種に関して、次のものであってはならない。
- (a) 誤認又は混同が生じる虞のある場合(同一の植物綱に属する他の植物品種の名称との混同を含む)、又は、
  - (b) 法律に反する場合、又は、
  - (c) 中傷的、又は攻撃的な内容を含む場合、又は、
  - (d) 出願時において効力のある規則によって禁じられている場合、又は、
  - (e) 生植物、植物細胞、及び植物組織に関して、1995年商標法の下で、登録されているか、又は登録を受けようとしている商標自体か、当該商標を含む場合。
- (6) 名称(別称を含む)は、植物品種に関して、国際植物命名規約、及びその補助規則に従わなければならない。
- (7) 名称(別称を含む)は、植物品種に関して、次の構成から成るか、又は次の構成を含んで成るものであってはならない。
- (a) 出願の時点で生存している自然人の名称。但し、当該人が、当該植物品種の名称に対して書面により同意を与えた場合を除く、
  - (b) 出願前10年以内に死亡した自然人の名称。但し、当該人の法的な代理人が、当該植物品種の名称に対して書面により同意を与えた場合を除く、又は、
  - (c) 会社又はその他の組織の名称。但し、当該会社又はその他の組織が、当該植物品種の名称に対して書面により同意を与えた場合を除く。

## 第28条 優先日が付与される出願

- (1) 局長は、植物育成者権の各出願に優先日が付与されることを保証しなければならない。
- (2) 優先日とは、当該出願に関して29条が適用される場合を除き、局長に対して出願が申請された日、又は、当該出願に関して規則の下に他の日が決定される場合は、当該決定された日、を指す。
- (3) 同一の植物品種について、植物育成者権の出願が2又はそれ以上なされた場合、局長は、最先の優先日を持つ出願を最初のもののみをみなさなければならない。

## 第 29 条 外国出願から生じる優先日

- (1) 次の場合、(3)及び(4)項を条件として、次の人は、外国出願の申請をした日を、オーストラリアの国内出願の目的での優先日とみなされる権利を有する。
  - (a) ある人が、オーストラリア以外の 1 又はそれ以上の条約締約国において、植物品種における植物育成者権の出願を申請し、かつ、
  - (b) 当該人が、これらの出願（外国出願）の申請がなされた日のうち最先の日以後 12 ヶ月の期限内に、オーストラリアにおいて当該品種についての植物育成者権の出願（国内出願）を申請し、かつ、
  - (c) 外国出願の申請をした日を、国内出願の目的での優先日としてみなすようにという請求を、国内出願が伴っており、かつ、
  - (d) 国内出願が受理された場合。
- (3) 当該人が有する、外国出願の申請をした日を国内出願の目的での優先日とみなされる権利は、当該人が、局長に対して、国内出願を成してから 3 ヶ月以内に、当該外国出願を受理した受理官庁により正しい写しであると証明された、外国出願を成す書類の写しを提出することが条件となる。
- (4) 当該人が有する、外国出願の申請をした日を国内出願の目的での優先日とみなされる権利は、当該人が、局長に対して、当該外国出願を成してから 5 年以内に、当該国内出願の考察の完遂に必要な、当該植物品種に関するさらなる詳細な事項を提出することが条件となる。

## 第 30 条 出願の受理と拒絶

- (1) 局長は、植物品種において植物育成者権の出願が申請された後、可能な限り速やかに、当該出願を受理するか拒絶するかを決定しなければならない。
- (2) 局長は、次の全ての事項が満たされていると確信する場合には、当該出願を受理しなければならない。
  - (a) 当該品種において、最先の優先日を有する他の出願がないか、又は、当該出願が(b)及び(c)の条件を満たす場合には、この出願が当該品種において最先の優先日を有するであろう場合、かつ、
  - (b) 当該出願が、第 26 条の条件を満たす場合、かつ、
  - (c) 当該出願が、当該品種が他の品種と区別されることを、一応の証明のある事案として確立している場合。
- (3) 局長が、(2)項で定めた全ての事項を満たさないと確信する場合、局長は、当該出願を拒絶しなければならない。
- (4) 局長が、出願を受理すると決定する場合は、局長は、次のことをしなければならない。
  - (a) 出願人に対し、当該出願が受理されたことを告知する書面の通知を付与し、かつ、
  - (b) 出願人に対して通知した後、可能な限り速やかに、出願の受理を公示すること。

(5) 局長が、出願を拒絶することを決定する場合は、局長は、次のことをしなければならない。

- (a) 出願人に対し、出願の拒絶を告知し、当該拒絶の理由を述べる書面の通知を付与し、かつ、
- (b) 出願人に対して通知した後、可能な限り速やかに、当該出願の拒絶を公示すること。

注：本条の下における、出願の受理又は拒絶の決定については、77条の下、AAT（行政控訴裁判所）に不服申立が可能である。

### 第31条 出願の変更請求

(1)

- (a) 植物品種における植物育成者権の出願が受理された後で、但し、
- (b) 当該出願（後述する、当該品種の詳細な説明、を含む）の審査、及び当該出願に対する異議の審査が終了する前に、特定の植物品種における植物育成者権の出願をする出願人の権利が、他の人に譲渡され、又は、遺言若しくは法律の適用により他の人に移転された場合は、当該他の人は、局長に対して、書面にて、当該他の人が出願人として表示されるように、当該出願の変更を請求することができる。

(2) 特定の植物品種における植物育成者権を出願する権利が、特定の人に譲渡され、又は、遺言若しくは法律の適用により特定の人に移転されたと、局長が確信する場合は、局長は、当該人が出願人として表示されるように、当該出願の変更をしなければならない。

(3) (1)項の下による請求は、本法律に従った当該人への送達のためのオーストラリア内、又はニュージーランド内の住所を提示するものでなければならない。

(4) 局長が、(1)項の下による請求に従った場合で、かつ、当該請求に関連して届出られた送達用の住所が、出願において出願人に関する書類の送達用として記載された住所と異なる場合には、届出られた当該住所が、出願人に関する書類の送達用の住所として表示されるように、当該出願の変更をしなければならない。

(5)

- (a) 植物品種における植物育成者権の出願が受理された後で、但し、
- (b) 当該出願（後述する、当該品種の詳細な説明、を含む）の審査、及び当該出願に対する異議の審査が終了する前に、出願人が、局長に対し、書面にて、(1)項に関するもの以外の他の点において、当該出願の変更を請求した場合、局長は、その裁量において、当該請求に従って、当該出願の変更をすることができる。

(6) 本条の前各項に関わらず、変更の請求を成した人が、本条の目的のために規定された出願変更の手数料を、オーストラリア連邦に支払わない限り、局長は、本条の下での請求に応じて出願の変更をする義務を負わず、又は許されていない。

注：本条の下における、出願の変更決定あるいは変更の拒絶決定については、77条の下、AAT（行政控訴裁判所）に不服申立が可能である。

### 第 32 条 出願の変更請求に関する決定の通知

- (1) 局長が、31 条(1)項又は(5)項に基づく請求に従って出願の変更をした場合、局長は、可能な限り速やかに、当該請求を成した人に対し、当該出願が変更されたことを告知する書面の通知を付与しなければならない。
- (2) 局長が、31 条(1)項又は(5)項に基づく請求を拒絶する場合、局長は、可能な限り速やかに、次の請求を成した人に対し、次の書面の通知を付与しなければならない。
  - (a) 当該請求が拒絶されたことを当該人に告知し、及び
  - (b) 拒絶の理由を述べる。
- (3) 局長は、31 条(1)項に基づく請求を拒絶した場合、局長は、可能な限り速やかに、出願人に対しても、次の書面の通知を付与しなければならない。
  - (a) 当該請求の詳細を述べ、
  - (b) 当該請求が拒絶されたことを当該出願人に告知し、及び
  - (c) 拒絶の理由を述べる。
- (4) 局長は、31 条(1)項に基づく請求に従って出願の変更をする場合は、局長は、可能な限り速やかに、当該変更がなされる前に出願人であった人に対しても、当該変更の詳細に関する書面の通知を付与しなければならない。
- (5) 出願が、
  - (a) 31 条(1)項に基づく請求によって変更され、又は、
  - (b) 重要な点で、31 条(5)項に基づく請求によって変更された場合、局長は、可能な限り速やかに、変更の詳細を公示しなければならない。

### 第 33 条 出願の取下げ

- (1) 出願は、出願人によって何時でも取下げられることができる。
- (2) 出願が、出願の受理が公示された後に取下げられる場合は、局長は、可能な限り速やかに、当該取下げを公示しなければならない。

## 第2部—受理後の出願の取扱い

### 第34条 局長に提出される、出願の裏付けとしての詳細な説明

- (1) 出願が受理された後12カ月以内で、可能な限り速やかに、又は、局長が当該目的のために許可するさらなる期間内に、出願人が提出をしていない場合は、当該出願人は、局長に対し、当該出願に関連する植物品種の詳細な説明を提出しなければならない。

注：本条の下における、12カ月の期間の延長を認めない決定については、77条の下、

AAI（行政控訴裁判所）に不服申立が可能である。

- (2) 要求された期間内に、本条の下で要求された詳細な説明を、出願人が、局長に提出しない場合は、当該出願は取下げられたとみなされる。
- (3) 詳細な説明は、次の要件を充たさなければならない。
- (a) 書面によること、かつ、
  - (b) 承認書式によること、かつ、
  - (c) 承認書式に記載される様式によって、局長に申請されること。
- (4) 詳細な説明は、以下を含まなければならない。
- (a) その存在が周知のこととなっている他の品種と区別できる特性の詳細、
  - (b) 以下の詳細：
    - (i) 当該品種が、区別性、均一性、及び安定性を有することを確立するための、実施された試験栽培（37条の下で要求される実施された試験栽培を含む）、及び、
    - (ii) 41条の下で要求される、実施された試験栽培、及び
  - (c) 当該品種がオーストラリア外で育成された場合—仮にオーストラリアで育てられた場合に、区別性、均一性、及び安定性を有することを確立するに資する、オーストラリア外での試験栽培の詳細、
  - (d) 承認書式で要求されるその他の詳細（もしあるならば）。

当該出願内で承認されている、出願に関する承認取得者が完成した、承認書式による証明書であり、詳細な説明の詳細を確認するもの、を添付しなければならない。
- (5) 局長は、植物育成者権の出願に関する植物品種の詳細な説明を受領した後、可能な限り速やかに、当該詳細な説明を公示しなければならない。
- (6) 出願人は、
- (a) (b)項が適用されない場合—出願が受理された後12か月以内に、
  - (b) 詳細な説明が、その提出の期間が終わる前に局長に提出された場合—当該詳細な説明が提出されたときに、オーストラリア連邦に対し、規定された審査手数料を支払わなければならない。
- (7) 次の場合のように、(6)項とは別に審査手数料の支払いが可能になる時は、(6)項は出願人には適用されない。
- (a) 当該出願が関係する植物品種が植物防疫管理下にある場合、又は、

- (b) 当該出願が関係する植物品種に関連して、植物防疫管理命令が効力を及ぼしている場合、又は、
  - (c) 植物防疫対応区域決定が効力を及ぼしており、かつ、当該出願が関係する植物品種が、植物防疫対応区域にある場合。
- (8) (7)項の適用がある場合、出願人は、次の場合の後 12 カ月以内に（各案件の要求に従って）、規定された審査手数料を支払わなければならない。
- (a) 当該植物品種が植物防疫管理下から解除される場合、
  - (b) 当該植物品種に関連して、植物防疫管理命令がその効力を停止する場合、又は、
  - (c) 植物防疫対応区域決定がその効力を停止する場合。

### 第 35 条 植物育成者権の出願に対する異議

- (1) 受理された植物品種の植物育成者権の出願に関して、次のことを考える人は何人も、出願の受理の公示後で、かつ、詳細な説明の公示から始まる 6 カ月の期間満了前であればいつでも、局長に対して、植物育成者権の付与に対する書面による異議を、申請することができる。
- (a) 当該出願人に対する植物育成者権の付与によって、当該人の商業的な利益が影響を受けうると考えること、及び、
  - (b) 局長が、当該出願に関して、26 条(2)項、又は、44 条(1)(b)(i), (ii), (iii), (iv), (v), (vi), (vii), 又は(viii)のいずれかの事項をみたすと確信できないと考えること。
- (2) 異議には、次のことが記載されなければならない。
- (a) 当該人が、その商業的な利益がどのように影響を受けうると考えるのかの詳細、及び、
  - (b) 局長が(1)(b)項で言及した事項をみたすと確信できないと、当該人が考える理由。
- (2A) 異議は、規定された手数料が納付されない限り、効力を持たない。
- (3) 登録官は、出願人に対し、異議の写しを付与しなければならない。

### 第 36 条 出願及び異議の閲覧

- (1) 何人も、合理的な時であればいつでも、植物品種の植物育成者権の出願（出願の裏付けとして提出された植物品種の詳細な説明を含む）、又は、当該出願に関して申請された異議（当該詳細な説明を含む）を、閲覧することができる。
- (2) 何人も、規定された手数料を支払えば、植物品種の植物育成者権の出願の写し、当該出願に対する異議の写し、又は、当該植物品種の詳細な説明の写し、を付与される権利を持つ。
- (3) しかしながら、本条は、当該人が以下の何れかである場合を除き、第 26 条(2)(ga)にて言及される情報を含む当該出願の部分の閲覧する、又は、当該情報を含む当該出願の部分の写しを入手する権利を与えない。

- (a) 当該出願人、
- (b) 当該出願人が権限を付与した代理人、
- (c) 大臣、
- (d) 局長、
- (e) 本法律に従い義務を果たす中で、当該出願の部分を開覧することを必要とする人、  
又は、
- (f) 本項の目的のために規定された人

### 第 37 条 植物品種の試験栽培

(1) 次の(a)～(c)を処理するに際して、

- (a) 受理された植物育成者権の出願、又は、
- (b) 植物育成者権のかかる出願に対する異議、又は、
- (c) 植物育成者権の取消の請求、

局長が、当該出願、異議、又は取消の請求にかかわる品種の試験栽培、又は再試験栽培がなされるべきかを定める場合、

局長は、

- (d) 当該決定に関する書面による通知を、以下の人に対して行わなければならない。
  - (i) 当該出願、異議、又は請求をした人に対して、かつ、
  - (ii) 植物育成者権の出願に対する異議の場合－出願人に対しても、かつ、
  - (iii) 植物育成者権の取消の請求の場合－権利者に対しても。
- (e) 試験栽培又は再試験栽培が比較試験栽培である場合、局長が適切とみなすその他の何人に対しても、当該決定の書面による通知を付与することができる。

注：本条の下における、試験栽培の請求に対する決定については、77 条の下、AAT（行政控訴裁判所）に不服申立が可能である。

(2) 当該通知は、局長の決定を当該人に告げることに加えて、

- (a) 試験栽培の目的を特定しなければならず、かつ、
- (b) 局長が適切と考えるものは、当該人に、次の何れでも要求することができる。
  - (i) 局長が試験栽培を手配できるように、十分な当該品種の植物体、又は当該品種の植物の繁殖素材、及び、必要な情報を、局長に提出すること、又は、
  - (ii) 承認取得者に試験栽培を管理するように手配すること、試験栽培を行うに十分な植物又は繁殖素材を、承認取得者に提出すること、試験栽培期間になされた観察記録の写しを局長に付与し、かかる提出された観察記録を証明すること。

(2A) 本条の下に通知が送付される人は、次の通り、当該通知の要求に従わなければならない。

- (a) 樹木及びぶどうの場合、又は、樹木及びぶどうの繁殖素材の場合－当該通知がされた日から2年以内、及び、

- (b) 他の植物種の植物体や繁殖素材の場合—当該通知がされた日から12ヶ月以内
- (2B) 合理的な理由無く、本条の下での通知の要求に従わない場合は、局長は、次のことを行うことができる。
- (a) 当該人が権利者の場合—50条の下で、当該通知に関する植物品種における植物育成者権を取消す、
- (b) 当該人が出願、異議、又は取消の請求をした場合—当該出願、異議、又は取消の請求を更に進めないように決定する。
- 注：当該出願、異議、又は取消の請求を更に進めないようにする決定については、77条の下、AAT（行政控訴裁判所）に不服申立が可能である。
- (3) 本条の下での通知が(2)(b)(i)に言及する要求を含み、かつ出願人が当該要求に従う場合は、局長は、対象となる当該品種の試験栽培がなされるよう手配しなければならない。
- (4) 局長によって手配された試験栽培が終了した後、試験栽培で使用されたか試験栽培により生じた当該品種の繁殖素材で持ち運び可能なものは、試験栽培の目的で当該品種の繁殖素材を提供した人に引き渡さなければならない。
- (5) 試験栽培に伴う費用は全て、次の通り、支払われなければならない。
- (a) 植物育成者権の出願の処理のために実施される場合—植物育成者権の出願人によって、又は、
- (b) 植物育成者権の出願に対する異議の処理のために実施される場合：
- (i) 試験栽培が当該異議の有効な理由が存在することを示す場合は、植物育成者権の出願人によって、又は、
- (ii) その他の場合は、異議の請求者によって、又は
- (c) 植物育成者権の取消の請求の処理のために実施される場合、
- (i) 試験栽培が、当該請求の有効な理由が存在することを示す場合は、権利者によって、
- (ii) その他の場合は、取消の請求を成した人によって。
- (6) 条約締約国、又は、条約締約国の国民や組織体が、局長に対して、植物品種の試験栽培をオーストラリア内で実施するよう要求する場合は、局長は、要求通りに試験栽培を実施することを決定することができる。
- (7) 局長が、(6)項の下に試験栽培を実施することを決定する場合、(1)(2)(3)(4)及び(5)項は次の試験栽培に適用される。
- (a) (6)項の下に試験栽培を要求する人又は組織が、植物育成者権の出願人であり、かつ、
- (b) 当該出願に関して、試験栽培が決定されていた場合。

### 第 38 条 オーストラリア国外で、育成又は試験栽培された植物品種の特性

- (1)
  - (a) 植物品種（対象品種）が、
    - (i) オーストラリア国外で育成された、又は、
    - (ii) オーストラリアで育成されたが、オーストラリアで植物育成者権の出願が成される前に、オーストラリア以外の条約締約国で植物育成者権の出願が成され、かつ、
  - (b) 本法律の下での、当該品種の植物育成者権の出願が受理された場合、(2)、(3)、(4) 又は(5)項が当該品種に適用される場合を除き、当該品種は、特定の特性があるとして取扱われない。
- (2) オーストラリアでの試験栽培が、当該対象品種が当該特定の特性を有することを立証した場合、本項は対象品種に適用される。
- (3) 本項は、次の場合、当該対象品種に適用される。
  - (a) 当該品種の試験栽培がオーストラリア国外で実施され、かつ、
  - (b) 当該試験栽培が、当該対象品種が当該特定の特性を有することを立証した場合で、かつ、
  - (c) 試験栽培が実施された国とオーストラリアとの間での取決めで、オーストラリアが、当該品種が当該特性を有することを受け入れることを要求される場合。
- (4) 局長が、以下について確信した場合、本項は対象品種に適用される。
  - (a) オーストラリア国外で実施された当該品種の試験栽培が、当該品種が当該特定の特性を有することを立証しており、かつ、
  - (b) 当該品種の当該試験栽培が、オーストラリア国内の当該品種の試験栽培と同等であること。
- (5) 局長が、以下について確信した場合、本項は対象品種に適用される。
  - (a) オーストラリア国外で実施された当該品種の試験栽培が、当該品種が当該特定の特性を有することを立証しており、かつ、
  - (b) オーストラリアで実施された当該品種の試験栽培が、当該品種が当該特性を有することを概ね立証しており、かつ、
  - (c) 仮に、当該品種が当該特性を有するか否かを立証するのに十分な試験栽培がオーストラリア国内においてなされる場合には、当該試験栽培は 2 年以上かかるであろうこと。

注：局長が (4) 項又は (5) 項で言及する事項に確信をするか否かの結果に対する決定については、77 条の下、AAT（行政控訴裁判所）に不服申立が可能である。

## 第3部一仮保護

### 第39条 仮保護

(1) 植物品種の植物育成者権の出願が受理される時、出願人は、出願が受理された日から次のうち起こるのが早い方までの間、第5章の目的の権利の権利者であるとみなされる。

(a) 出願が処理される時、又は、

(b) (2)項の下で、局長が、出願者に対して通知を付与した場合—当該通知が処理される時。

(2) 局長が、植物品種の植物育成者権の出願に関して、次のいずれかの事項をみたと確信する場合には、局長は、本条を当該品種に対して適用することを通知で特定された日に止めることを、出願人に、書面で通知することができる。但し、出願人がその時の前に、局長に対して、本条の適用を止めるべきでない理由を供する提出を成した場合は、その限りでない

(a) 出願人に対して、植物育成者権が付与されない場合、又は付与されないであろう場合、

(aa) 37条(2B)(b)の下に、当該出願を進めない決定がなされた場合、

(ab) 当該出願が取下げられた場合、又は

(b) 出願人が(審査中か否かにかかわらず)、権利者とみなされる権利に関して、当該出願人が侵害訴訟を提起しないと第三者に約束した場合、又は、

(c) 34条(1)の下に、局長に対して提出された詳細な説明が公開された後、少なくとも12ヶ月が経過した場合。

注：本条の下での出願人への通知に関する決定については、77条の下、AAT(行政控訴裁判所)に不服申立が可能である。

(3) (1)(b)段落の目的のために、当該段落中で言及された通知は、次のいずれかのときまで、処理されたとはみなされない。

(a) 当該通知を付与することについての不服申し立ての申請がAAT(行政控訴裁判所)に成されうる期間内の終期、又は、

(b) 当該申請がAAT(行政控訴裁判所)に成された場合—当該申請が取下げられる、又は、AAT(行政控訴裁判所)又は裁判所によって最終的に決定される時。

(4) 本条の下で、植物育成者権の権利者とみなすことを取止める後、可能な限り速やかに、局長は、当該人物を権利者とみなすことを取止める旨を公表しなければならない。

(5) AAT(行政控訴裁判所)の決定について裁判所において控訴が開始される場合は、本条のいかなる部分も、次に掲げる者の権限に関して影響を及ぼさない。

(a) AAT(行政控訴裁判所)法44条(2)項の下での、連邦裁判所、又は当該裁判所の裁判官

(b) AAT (行政控訴裁判所) 法 44 条(2A)項の下での、連邦巡回裁判所、又は当該裁判所の裁判官

(6) 植物品種の植物育成者権の権利者とみなされる者は、44 条の下で、当該権利が最終的にその者に付与されない限りで、かつ付与されるまでは、その者が権利者とみなされる期間に起こった権利の侵害行為に対して、訴訟を起こす資格を有しない。